議事要旨(5)　無形資産に係る検討について

冒頭、新井常勤委員（専門委員長）及び市原専門研究員より無形資産に関して、償却を行わない無形資産の減損テストを含む耐用年数を確定できない無形資産の取扱い及び無形資産に関する会計基準を基準化した場合の経過的な取扱いについて、資料に基づき説明がなされた。その後、委員等から次のような意見が出された。

（耐用年数を確定できない無形資産について）
・ある委員から、耐用年数を確定できない無形資産の概念は分かるが、確定できないことの立証に関する実務上の負担、耐用年数を確定できない無形資産とされるものの範囲の拡大、及び税務上の繰延資産との整合性等に関する懸念を踏まえると、大きく取り上げて議論するべきか悩ましいという意見があった。

・別の委員から、欧州の実務を踏まえ、耐用年数を確定できない無形資産として考え得るブランドやトレードマークでも、その内容は様々であるため、それらが形式的に耐用年数が確定できない無形資産と解されることにならず、可能な限り償却されるように定めるべきとの意見があった。

・また、別の委員から、耐用年数を確定できない無形資産は、償却でなく減損で対応すべきであり、原則として毎年減損テストすべきとの意見があった。

・オブザーバーから、財務諸表の利用者の立場からは、耐用年数を確定できない無形資産については、注記でどれだけ詳細に書かれるかがポイントであり、当該注記と業績を併せて見れば、価値が継続しているか否かは大体分かるため、減損について細かい基準にこだわらなくてもよいのではないかとの意見があった。

（経過的な取扱いについて）
・ある委員から、基本的には遡及適用すべきであるが、開発費が後付けで過大に資産計上されないようコントロールすべきであり、また、資産性を有するものは、既に税務上の繰延資産など何らかの資産に計上されていることが多いと思われるので、現在費用計上されているが新たに資産計上されるものにどのようなものがあるかを詰めて、それに特別な手当が必要かを検討する方がよいとする意見があった。

これらの意見に対して、事務局より、耐用年数を確定できない無形資産については、我が国の関係諸制度との関係も重要な点であるが、概念上は何らかの整理をする必要があると考えているとととともに、出された意見を踏まえ引き続き検討する旨の回答があった。

以　上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。